

地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業および発酵産業魅力発信事業 業務委託の質問に対する回答

地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業

Q1. 出展品の販売について

出展品は全て販売することが必要か、パネルや工芸品の展示のみでいいものもあるのか。

A1. 必ずしもすべて販売する必要はありません。パネルや工芸品の展示のみであっても差し支えありません。ただし、仕様書に記載の通り 1 日あたり 10 事業者程度は販売していただくようお願いします。

Q2. 出展品の展示について

出展品は 1 ヶ所に全事業者分の展示が必要か。例えば 1 ヶ所 20 事業者の展示を 2 ヶ所でローテーションすることは認められるか。(スペースの観点からお聞きしたい)

A2. 1 ヶ所に全事業者分展示することを想定しております。必ずしも全事業者分現物による展示をする必要はありませんので、パネルやデジタルサイネージ等を活用していただいても差し支えありません。

事業者が展示を望まない場合など調整が難しい場合は、別途協議のうえ対応するものとします。

発酵産業魅力発信事業

Q3. 謝金の支払いについて

県内の参加型イベントに事業者を招聘する場合にも、事業者に対して謝金の支払が必要か。

A3. 東京都内で開催するイベントについては、販売会を行わず、「県北部 3 市における滋賀の発酵」の魅力を発信する PR イベントのみを想定しております。そのため、事業者の個別 PR には当たらないことから、謝金および旅費の支払いが発生することを想定しております。

一方、県内での PR イベントについては、販売会の実施を通じた事業者の PR イベントであることから、協力事業者への謝金および旅費の支払いは想定していません。

ただし、県内 PR イベントの提案内容において、事業者とは別に著名な講師を招聘するなど、謝金や旅費が必要となる場合には、その費用は委託料に含めるものと

します。

Q4. 販売会とイベントの会場について

県内でのPRイベントでの販売会と参加型イベントは同一会場での実施でなくてはならないか。

A4. 県内でのPRイベントでの販売会と参加型イベントは、必ずしも同一会場での実施でなくても構いませんが、両方の取り組みにとって効果的となるような内容としてください。

共通事項

Q5. 出展者との調整について

出展者との最初の調整には県の協力を仰げるのか。

A5. 出展者との調整における県の協力について、必要に応じて対応することを考えております。参加事業者募集の周知等の事業者へのアプローチについては、契約締結後、協議のうえ県と受託者が連携して行うことを想定しております。